

市職員の給与見直し

三位一体の改革を乗り越えよう！
財政改革シリーズ①



お問い合わせ
人事課
☎861-7499



平成17年4月1日

退職時特別昇給の廃止

職員が定年退職する場合も、退職手当を支給する際に、特別に昇給した額を退職手当に算入する制度を廃止します。

退職手当支給割合の見直し

民間の退職金の支給水準との均衡を図るために全国的に導入されている調整率110%（10%の加算）を国における改正に準じて104%に引き下げました（ただし、2年間の経過措置があり、平成17年3月現在では106%）。

平成14年4月1日 通勤手当の見直し

通勤手当の見直し

通勤手当の支給対象について、自宅から勤務地までの通勤距離1キロ以上であったものを2キロ以上としました。採用後1年経過した職員について普通昇給期間（通常12カ月）を6カ月短縮できるとして、通勤手当は0円になります。通勤手当はバスの場合、1カ月分の定期券等の額が支給されます。



普通昇給とは

勤務態度に問題がなく1年を経過すれば自動的に1号給アップするというもの。病欠や休職などの長い休暇や育児休暇などで休んでしまうと、昇給の時期が遅れることになります。

55歳普通昇給停止

従来、満55歳になるまで普通昇給できることとなっていたものを満55歳まで（満55歳になった時点で普通昇給はないもの）としました。

特殊勤務手当の見直し

一般職で28種類あった特殊勤務手当を整理縮小し、18種類に改めました。その後、市立病院が公営企業となったことにより、給与条例上の特殊勤務手当は、13種類（表①）となっています。現業職でも

表① 特殊勤務手当一覧（市立病院と水道局を除く） 平成17年1月現在

特殊勤務手当の種類	内容
1 税務手当	市税の徴収または滞納整理業務1日につき250円、課税の賦課に関する業務1日につき150円、差押1件につき300円、換価処分1件につき400円など
2 保育業務従事手当	保育士の業務の従事1日につき160円
3 福祉事務従事手当	社会福祉に係る業務（ケースワーカーなど）1日につき350円、調査・指導のために家庭を訪問1日につき175円
4 行旅病人等業務手当	行旅病人の救護など1日につき1,500円、行旅死亡人の火葬など1件につき3,000円
5 感染症防疫作業手当	感染症防疫作業手当 感染症の患者もしくは疑いのある患者の救護など1日につき290円
6 特殊現場作業手当	地上または水面上10メートル以上の足場が不安定な箇所での工事現場における監督、測量、調査など1日につき220円など
7 違反建築物取締手当	違法建築物取締りのために訪問調査1日につき200円
8 用地交渉等手当	用地交渉業務のうち困難なものの1日につき200円
9 隔日勤務手当	消防に勤務する職員の隔日勤務1当務につき230円
10 救急活動手当	緊急通報による出動の救急車両の運転1回につき250円、救急活動1回につき200円など
11 消防活動等手当	火災などによる出動の消防車両の運転1回につき300円、はしご車による消火または救助活動1回につき300円
12 危険物等取扱作業手当	環境センターに勤務する職員が焼却炉設備の保守点検の業務で著しく危険な業務1日につき800円、不発弾の処理の立会作業1日につき250円など
13 災害応急作業等手当	自然現象による災害が発生し、または災害発生のおそれのある場所の巡回監視1日につき600円、災害現場での応急作業910円など

※特殊勤務手当の内容については、主なものを掲載しています。また、現業職の特殊勤務手当、公営企業である市立病院と水道局の特殊勤務手当は紙面の都合上掲載できませんでした。ご了承ください。なお、詳細は那覇市ホームページもしくは市政情報センター（本庁3階）で「那覇市例規類集」の「給与」の項目等にて、ご覧いただけます。

住居手当の見直し

住居手当の支給額を沖縄県と同額に改めました。

表②のとおり、5級以上の職員の一部を各々1級ずつ下

表② 行政職給料表の見直し

職務の級	現行	見直し後	一人あたり給料月額への影響（平均）
9級	部長（19人）	廃止	49,021円
8級	副部長（26人）	廃止	22,350円
7級	課長（160人）	廃止	19,987円
6級	係長（337人）	廃止	10,498円
5級	主任主事（388人）	廃止	3,737円
4級	係長 主任主事	係長 主任主事	*3級以下（変更なし）省略

※上記の給料表への変更は平成17年4月1日より実施します。

給料表及び級別標準職務表の見直し

公務員の給与は、役職定めの級と勤務年数による一級一級と動年数による一級一級と決まっています。那覇市では、行政職の場合9級制を採用し、職務の格付によって級が決められています。院事業管理者、常勤監査委員を実施しています。

従来、1つの級で勤務年数が長くなった場合に給与面で優遇される、いわゆる「わたり」が那覇市でも認められていました。これにより、今年度末の退職者の退職手当への影響が生じ、総額で約1600万円の経費削減が見込まれます。

例えば、勤続年数の長い主任主事の職員が若年の係長よりも職務の級が2級も上位になる場合があります。責任の重い上司は、それなりの職務の級に格付けされるべきです。このことについて、総務省からも指摘を受け、このたび、是正することになりました。

この級に下ることになり、及び教育長の給料及び期末手当を平成15年度までは市長7%、他の特別職6%、平成16年度からは全特別職で10%の減額（年間約800万円の節減）、一般職の管理職手当も平成15年度までは15%、平成16年度からは10%の減額（年間約3950万円の節減）を

社会保険事務所
年金相談窓口の時間延長と休日開設のご案内

県内6か所の社会保険事務所では、年金相談窓口の時間延長を実施します。今後とも利用者のニーズに応えるサービス提供に努めます。

毎週月曜日は、相談窓口を午後7時まで延長
・月曜日が祝日の場合は火曜日に実施
・1/31（月）、2/28（月）はシステムの調整につき、通常どおり午後5時までの実施

休日相談の実施
2/19（土）、2/20（日）、3/12（土）、3/13（日）
相談時間 午前9時30分～午後4時

相談にご持参していただくもの
本人確認のため年金手帳や年金証書等、基礎年金番号がわかる書類

お問い合わせ 那覇社会保険事務所 ☎855-1113

平成17・18年度
那覇市道路及び下水道施設等緊急修繕工事業者の募集

緊急修繕工事の内容
道路の陥没、マンホール鉄蓋及び周辺の破損等

対象業種及び条件等
・那覇市内に本社を置く工事格付B.C.Dの土木業者で、市契約検査室に登録されている業者。
・24時間中、緊急時に対応可能な業者

登録業者数
土木管理事務所、下水道管理室それぞれ30社の計60社

受付期間 2月1日（火）～2月18日（金）※土・日・祝日を除く
受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～午後4時30分

申請書類等の配布及び申請書提出場所
道路施設 → 土木管理事務所（南風原町字兼城573）
下水道施設 → 下水道管理室（那覇市銘河2-3-1銘河庁舎4階）
お問い合わせ 土木管理事務所（862-9144）下水道管理室（951-3240）

市・県民税の申告はお早めに
申告期間により受付会場が変わります。

申告期間 2月16日（水）～3月4日（金）
受付会場 本庁市民税課、那覇市民会館、首里支所、小禄支所

申告期間 3月7日（月）～3月15日（火）
受付会場 那覇市民会館

※本庁市民税課、首里支所、小禄支所での受付は3/4（金）までです。
3月13日の日曜日に、那覇市民会館のみで受け付けます。
※通常の（土）（日）の受付は行いません。
・受付時間はいずれも朝8時30分から午後5時までです。
・混雑を避けるため、後日送付される申告書に記載された期間と申告会場で申告してください。
・各会場とも駐車場が狭いため、お車でお越しはご遠慮ください。

3月16日以降4月末日までは平成17年度の申告受付を停止します。受け付けの再開は5月2日（月）からになりますので、ご注意ください。

お問い合わせ 市民税課 ☎861-3328

市では屋上緑化工事費の一部を助成します。☎951-3225 花とみどり課